



M-26-2-2

©よりぞう



JAマイカー ローン

山口県農業
信用基金協会
保証型

借入初年度※

店頭金利から

0.5%

引き下げします!

U-29 ご好評につき早期終了

応援キャンペーン

※融資実行日から12回目の約定返済日まで

キャンペーン期間

2026年

2月1日(日)～

対象者

借入申込時

18歳以上29歳以下の方

キャンペーン期間中に借入申込みをされた方で、令和9年3月31日までに
ローンが実行となる方、およびJAマイカーローンのご利用条件を満たす方

マイカーローン優遇金利適用条件の併用で、さらにお得な金利でご利用いただけます。
詳しくはJAマイカーローンチラシもしくは窓口までお問い合わせください。

インターネットでも
仮申込みできます。

1

ホームページに
アクセスして
仮申込み!



2

仮申込みの
結果を
JAからご連絡

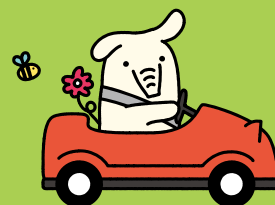


3

JA窓口で
正式な
お手続き



- 期間中であっても、予告なく本キャンペーンを終了する場合があります。
- 店頭金利は、金利情勢等の変化により見直しさせていただく場合があります。
- ローンのご利用は、JA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。
- 審査の結果、ご融資のご希望に添えない場合がございます。
- 山口県農業信用基金協会以外の保証会社もご利用いただけますが、保証会社によって保証料およびご利用条件が異なる場合がございます。詳しくはお近くのJA窓口でお問合せください。



JA山口県の「今」をお届け!
JA山口県のInstagramはこちら



お役立ち情報満載!
JA山口県のHPはこちら



U-29応援マイカーローン説明書(山口県農業信用基金協会保証型)

●お使いみち

1. 自動車・バイク・自転車(いずれも中古車を含む)のご購入資金
またご購入に付帯する諸費用
 2. 自動車等の点検・車検・修理費用、保険料
 3. 付帯設備(カーナビ等)のご購入資金
 4. 運転免許の取得資金
 5. 車庫建設資金(建設費が100万円以内のもの)
 6. 他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金
- ※ただし、事業資金(営業用自動車等)、個人間売買による購入は除きます。

●ご利用いただける方

1. お借入申込時の年齢が18歳以上29歳以下の方
2. 前年度税込年収が150万円以上の方(自営業者の方は、前年度税引前所得)
3. 勤続(または営業)年数が原則1年以上の方
4. その他JAが定める条件を満たしている方

●お借入利率

ご融資実行日から12回目の約定返済日までの期間は、金銭消費貸借契約証書に記載の金利から0.50%金利引下げを行い、以降は金銭消費貸借契約証書に記載のお借入利率を完済時まで適用します。

●ご返済方法

- 元利均等返済 1. 毎月返済 2. 特定月増額返済
3. 年2回返済(原則、農業者の方のみ)

●ご融資金額

1万円以上1,000万円以内(1万円単位)

●ご融資期間

6ヵ月以上15年以内
※他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内となります。

●担保・保証

担保は原則不要です。ただし、山口県農業信用基金協会の保証が必要となります。(保証料率:年0.6%)
※保証料についてはご融資時に一括でお支払いいただくことも可能です。

●団体信用生命共済

ご希望により当JA所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類により借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。

団体信用生命共済名	加算利率
団体信用生命共済(特約なし)	年0.50%
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.50%
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.60%
9大疾病補償保険付団体信用生命共済(長期継続入院特約なし)	年0.80%
9大疾病補償保険付団体信用生命共済(長期継続入院特約あり)	年0.85%

三大疾病、9大疾病補償については50歳までの加入となります。

●ご用意いただく書類

- 運転免許証(運転免許証未取得の場合は他の本人確認書類)
- 所得を証明するもの ●見積書・契約書 等
- 勤務先および勤続年数確認書類【必要により】
(勤務先発行の勤続期間証明書・被保険者記録照会回答票等)
- その他JAが必要とするもの

●その他

ローン商品等の詳しい内容については、店頭もしくはJAバンク山口ホームページに説明書をご用意しております。また、店頭にてご返済額の試算を承っております。ローンのご利用は、JA所定の資格・要件を満たす方に限らせていただきます。また、審査の結果、ご融資のご希望に添えない場合がございます。

書面契約の場合、印紙税が必要になります。なお、電子契約の場合、印紙税は不要ですが、1,100~5,500円の電子契約手数料(消費税含む)が必要となります。

繰上返済や条件変更時には、手数料が必要となる場合があります。優遇金利適用期間中にご返済の滞りなどが発生した場合には、優遇を中止させて頂く場合があります。

※山口県農業信用基金協会以外の保証会社もご利用いただけますが、保証会社によって保証料およびご利用条件が異なる場合がございます。詳しくはお近くのJA窓口でお問合せください。

詳しくは、お近くのJA窓口または渉外担当者までお気軽にお問い合わせください。

□周防大島統括本部 0820-72-0951
□久賀支所 0820-72-0390
□東和支所 0820-78-0175
□橋支所 0820-77-1255
□大島支所 0820-74-2043

□岩国統括本部 0827-21-2144
□岩国中央支所 0827-21-2130
□岩国支所 0827-41-0171
□川下支所 0827-21-0151
□岩国南支所 0827-31-7131
□岩国西支所 0827-41-0630
□和木支所 0827-53-1722
□由宇支所 0827-63-0004
□高森支所 0827-84-1101
□広瀬支所 0827-72-2311
□美和支所 0827-96-0067
□玖珂支所 0827-82-2561

□南すおう統括本部 0820-22-9786
□伊陸支所 0820-26-0002
□柳井支所 0820-22-3472
□伊保庄支所 0820-27-0008
□上関支所 0820-62-1004
□平生支所 0820-56-3131
□田布施支所 0820-52-2171
□大和支所 0820-48-2311

□周南統括本部 0833-48-7044
□徳山東支所 0834-33-8433
□徳山支所 0834-62-6700

□戸田支所 0834-83-2011
□三田川支所 0834-31-1000
□都濃支所 0834-88-0700
□下松支所 0833-41-0139
□久保支所 0833-46-0706
□末武香力支所 0833-41-0533
□花岡支所 0833-44-8221
□室積支所 0833-78-0017
□島田支所 0833-77-0711
□光井支所 0833-71-0004
□光支所 0833-71-0109
□福川支所 0834-62-2669
□新南陽支所 0834-62-2171
□鹿野支所 0834-68-2500
□熊毛支所 0833-91-1000

□防府とくご統括本部 0835-23-6679
□防府中央支所 0835-22-0251
□防府北支所 0835-22-3045
□防府東支所 0835-38-0344
□防府南支所 0835-23-1780
□防府西支所 0835-32-0004
□徳地支所 0835-52-0088

□山口統括本部 083-922-5641
□大内支所 083-927-0004
□宮野支所 083-928-0527
□中央支所 083-933-6800
□仁保支所 083-929-0331
□川東支所 083-973-0313
□川西支所 083-989-2011

□秋穂支所 083-984-2236
□小郡支所 083-973-1221
□阿東支所 083-956-0311
□長門峡支所 083-955-0311

□宇部統括本部 0836-31-7163
□阿知須支所 0836-65-4020
□東岐波支所 0836-58-2002
□西岐波支所 0836-51-9146
□宇部支所 0836-31-5141
□厚南支所 0836-41-8006
□厚東川支所 0836-62-0130
□楠支所 0836-67-0010
□高千帆支所 0836-83-2644
□厚狭支所 0836-72-1161

□下関統括本部 083-256-2243
□王喜支所 083-282-0335
□清木支所 083-282-1104
□王司支所 083-248-1109
□長府支所 083-245-0420
□勝山支所 083-256-2016
□川中支所 083-252-2550
□吉見支所 083-286-2711

□幡生支所 083-252-1331
□彦島支所 083-267-2345
□安岡支所 083-258-0321
□菊川町支所 083-287-1234
□黒井支所 083-772-0550
□黒浦支所 083-772-0161
□豊北町支所 083-782-1211

□神田支所 083-786-0002
□豊田町支所 083-766-1036

□美祢統括本部 0837-52-1332
□美東支所 08396-2-0231
□秋芳支所 0837-62-0306
□共和支所 0837-64-0301
□西厚保支所 0837-58-0221
□美祢支所 0837-52-4950

□長門統括本部 0837-22-8872
□深川支所 0837-22-2510
□俄山支所 0837-29-0211
□仙崎支所 0837-26-0614
□三隅支所 0837-43-0411
□日置支所 0837-37-2345
□油谷支所 0837-32-1121
□向津具支所 0837-34-1114

□萩統括本部 0838-22-3738
□佐々並支所 0838-56-0311
□南萩支所 0838-25-6400
□萩支所 0838-22-3737
□阿中支所 0838-53-0311
□奈古大井支所 08388-2-3131
□阿北支所 08387-6-3111
□小川支所 08387-4-0121

本所 融資課 083-976-6844

●ローンセンターのご案内

岩国ローンセンター 0827-21-3111
周南ローンセンター 0834-33-8455

防府とくごローンセンター 0835-28-1015
山口ローンセンター 083-922-5641

宇部ローンセンター 0836-21-1656
下関ローンセンター 083-250-9258

各種ご案内

ライフプランサポート
iDeCo・NISAの
相談はJAへ

つかう

- 生活費 ○ローン返済
- 使い道が決まっているお金

のこす

- 将来家族に遺しておきたいお金



そなえる

- 生命保障 ○医療保障
- 家・車の保障

ふやす

- 当面使う予定がないお金
- 将来のために増やしておきたいお金

住宅ローン 借換無料相談承り中

住宅ローンは、新築・ご購入はもちろんです。他金融機関の住宅ローンのお借換えにもご利用いただけます。



「U-29 応援マイカーローン」説明書

J A 山口県

【保証会社：山口県農業信用基金協会】用

商品名	J Aマイカーローン
ご利用いただける方	○当 J A の組合員の方。 ○お借入申込時の年齢が 18 歳以上 29 歳以下の方 ○前年度税込年収が 150 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。ただし、新卒の給与所得者で勤続年数 1 年未満の場合は「月収×15」を、新卒内定者の場合は「月収見込額×15」を前年度税込年収とみなします。 ○勤続（または営業）年数が原則 1 年以上の方。 ○生活の本拠が定まっている方（農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること。）。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。 ただし、事業資金（営業用自動車等）、個人間売買による購入は除きます。 ・自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ・自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ・付帯設備（カーナビ等）のご購入資金。 ・運転免許の取得資金。 ・車庫建設資金（建設費が 100 万円以内のものとしします。）。 ・他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金。
借入金額	○1 組合員あたり 1,000 万円以内（1 万円単位）とし、所要金額の範囲内とします。 ただし、新卒内定者については 300 万円以内とします。
借入期間	○6 か月以上 15 年以内とします。 ○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は現在お借入中の自動車資金の残存期間内、または 15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。

借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。 【変動金利型】 お借入後の利率は、基準日（4月1日および10月1日）の基準金利（当JAで定めるパーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行います。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。 【固定金利型】 融資実行日から12回目の約定返済日までの期間は、金銭消費貸借契約証書に記載の金利から0.50%金利引下げを行い、以降は金銭消費貸借契約証書に記載されたお借入利率を、完済時まで適用いたします。 ○金利については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。																
返済方法	○元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（原則として農業者の方に限ります。）および特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え6か月ごとの特定月に増額して返済する。）のいずれかをご選択いただけます。特定月増額返済方式の増額返済部分は、貸付額の50%以内とし1万円単位とします。 ○変動金利型の場合、お借入後の金利は、基準日に基準金利を基準に見直しを行い、ご返済額を新利率にて再計算いたします（新利率適用によるご返済は、4月1日基準日の場合、7月の約定返済日から、10月1日基準日の場合、翌年1月の約定返済日からといたします。）。																
担保	○原則不要です。																
保証人	○当JAが指定する保証機関（山口県農業信用基金協会）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。																
保証料	○一括払い・分割払いのいずれかよりご選択いただけます。 ①一括払い ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。 保証料率：年0.60% 【お借入額100万円あたりの一括支払保証料（概算） 保証料率：年0.60% 貸付金利：年1.20% 毎月返済方式の場合】 <table><tr><td>お借入期間</td><td>1年</td><td>2年</td><td>3年</td><td>5年</td><td>7年</td><td>10年</td><td>15年</td></tr><tr><td>保証料（円）</td><td>3,222</td><td>6,174</td><td>9,099</td><td>14,868</td><td>20,529</td><td>28,821</td><td>42,134</td></tr></table> ②分割払い 約定返済日の元利金返済にあわせ、保証料をお支払いいただきます。 なお、保証料率は年0.60%です。	お借入期間	1年	2年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	3,222	6,174	9,099	14,868	20,529	28,821	42,134
お借入期間	1年	2年	3年	5年	7年	10年	15年										
保証料（円）	3,222	6,174	9,099	14,868	20,529	28,821	42,134										

団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。 なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1" data-bbox="524 244 1355 411"> <tr> <th>団体信用生命共済名</th><th>加算利率</th></tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td><td>年 0.50%</td></tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.50%</td></tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td><td>年 0.60%</td></tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年 0.50%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.50%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.60%
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済（特約なし）	年 0.50%								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0.50%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年 0.60%								
9 大疾病補償保険	○ご希望により上記の団体信用生命共済（特約なし）または長期継続入院特約付団体信用生命共済とあわせて「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。 ①長期継続入院特約なし・・・年 0.80% ②長期継続入院特約付・・・年 0.85%								
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。 ①全額繰上返済の場合（他行借換）…33,000 円 ②一部繰上返済の場合…11,000 円（ネットバンクによる一部繰上返済は無料） ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。								
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083-976-6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083-922-0087 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082-225-1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093-561-0360 （福 岡）電話：092-791-1840								

	(久留米) 電話：0942-30-0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03-3581-0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3595-8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03-3581-2249 【民間総合調停センター】 (大阪府) (J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J Aバンク相談所にお申し出ください。) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他	○お申込みに際しては、当 J Aおよび当 J Aが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございます。なお、審査結果の内容については、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。 ○書面契約の場合、印紙税が別途必要になります。 なお、電子契約の場合は印紙税が不要となりますが、1,100～5,500 円の電子契約サービス手数料（消費税等含む。）が必要です。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J Aの融資窓口までお問い合わせください。

(2026 年 4 月 1 日現在)